

酒田市公園施設長寿命化計画

平成 30 年 3 月

山形県 酒田市

1. 都市公園整備状況

(平成 30 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
142	176.25ha	12.48 m ²

2. 計画期間

計画検討期間 [平成 31 年度～平成 50 年度 (20 箇年)]

計画策定期間 [平成 31 年度～平成 40 年度 (10 箇年)]

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

調査年度	街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
	H27 調査	57	6	-	1	-	-	-	-	-		-	-
H29 調査	街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
	57	1	-	1	-	-	-	-	-		-	-	59
計	114	7		2									123

② 選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園」(公園または緑地)とし、酒田市が管理している 142 公園緑地のうち、施設の老朽化や住民要望等を総合的に勘案し、早急な計画策定が必要な 123 公園緑地を公園施設長寿命化計画の対象公園として選定する。

123 公園緑地のうち 64 公園は 27 年度に調査済であり、今年度は 59 公園緑地の調査を行った。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
H27 調査	226	11	74	295	7	1	56
H29 調査	116	3	18	281	3	1	32
計	342	14	92	576	10	2	88
	管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
H27 調査	315	0	2	987			
H29 調査	314	0	0	768			
計	633	0	2	1,755			

② これまでの維持管理状況

計画対象となる都市公園の施設は、建設部土木課公園緑地係が統括管理を行っている。

遊具については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2014」に基づき、必要な安全点検を専門業者に委託し、発見・報告された破損・危険箇所等を所管課で可能な限り修繕、更新を行なっている。

③ 選定理由

公園施設長寿命化計画の対象公園は、昭和の後半から平成の前半に開設された公園が多く、開設後約 20～40 年が経過し、劣化・損傷が著しい施設が見受けられる。特に遊戯施設については、大規模な修繕や更新を必要とする施設が多い。

本市では、これまで財政的に可能な範囲で施設の修繕・更新を行ってきたところであるが、十分に維持保全できていない状況にあることから、施設利用の安全性及び快適性の確保のために、劣化・損傷の著しい地表施設・工作物を対象とした長寿命化計画を策定することとした。

計画の検討に際しては、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に伴う公園利用形態の変化等を考慮し、メリハリのあるストックマネジメントの導入を念頭に、老朽化し機能維持が困難になりつつある遊戯施設等を中心に修繕・更新を進めるものとする。

計画対象公園施設については、平成 27 年度に策定した公園施設長寿命化対象施設に平成 29 年度に実施した現地調査の結果を踏まえた公園施設を加えて計画対象公園施設とする。

【長寿命化計画策定経過】

年次	内容
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none">公園施設の日常的維持保全遊具の安全点検の実施及び健全度、緊急度判定の実施64 公園の対象公園施設について公園施設長寿命化計画を策定。（検討期間 20 箇年、計画期間 10 箇年）
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">公園施設の日常的維持保全2 公園の一般施設、建築物、土木構造物等の健全度調査の実施及び健全度、緊急度判定の実施59 公園の遊具の安全点検の実施及び健全度、緊急度判定の実施既往 64 公園に新規 59 公園を加えた 123 公園の対象公園施設について公園施設長寿命化計画を見直し、策定。（検討期間 20 箇年、計画期間 10 箇年）

5. 健全度を把握するための現地調査結果の概要

現地調査は、平成29年9月に実施した。国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」では、健全度を把握するための調査は予備調査において予防保全型管理候補とした施設に対して行うとしている。しかし、事業計画の検討において、事後保全型管理施設の更新時期を設定する際、健全度や緊急度を拠り所とするため、対象施設全てについて健全度判定を実施した。

平成27年度調査の公園施設の健全度については、平成27年度の調査結果判定を準用した。

① 一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に則り、健全度調査を実施した。

		A	B	C	D	計
一般施設	27年度調査	7	532	30	11	580
	29年度調査	3	327	109	10	449
	合計	10	859	139	21	1,029
土木構造物	27年度調査	0	66	3	1	70
	29年度調査	0	18	1	2	21
	合計	0	84	4	3	91
建築物	27年度調査	2	22	11	1	36
	29年度調査	0	9	2	0	11
	合計	2	31	13	1	47

② 遊具等

公園施設業協会による遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。遊具については、定期的な点検により修繕・補修・更新を行っているが、劣化が進行している施設が見られる。

			A	B	C	D	計
遊具	27年度調査		24	81	190	0	295
	29年度調査	光ヶ丘公園	0	6	20	0	26
		遊具調査	1	107	143	4	255
	合計		25	194	353	4	576

③ 各種設備

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に則り、法定点検等が必要な各種設備を含め定期的な維持管理が必要な施設を調査対象とした。

		A	B	C	D	計
各種設備	27年度調査	0	1	5	0	6
	29年度調査	1	4	1	0	6
	合計	1	5	6	0	12

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、所管部署である建設部土木課公園緑地係により統括管理し、公園施設全般の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷状況を把握する。

委託先である関係団体等による清掃・保守活動を通じて公園施設の異常が発見された場合は、市担当職員に状況を報告し、必要に応じて応急的な措置の実施、あるいは使用を禁止し事故等を未然に予防するなどの対策を講じる。

また、この時点で健全度調査を実施し、その結果を踏まえて施設の補修もしくは更新を判断する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行うとともに、健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で必要な措置を講じる。

b. 遊具

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修もしくは更新を位置づけた上で必要な措置を講じる。

c. 各種設備

- ・関係法令等に準じた定期点検を実施し、必要な措置を講じる。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

① 予防保全型に類型した施設

- ・事後保全型あるいは予防保全型の類型は、ライフサイクルコストの算定を踏まえ、管理類型を確定する。
- ・毎年の予算措置の状況を見極め、長寿命化計画を随時見直しするとともに、次の健全度調査の結果を踏まえて、事業実施の優先順位や実施内容の検討を行う。

a. 一般施設、c. 土木構造物、

- ・できるだけ健全度がB判定の段階で、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（一般施設、土木構造物、建築物等）については、日常的な巡視・点検のほか、5年に1回以上の健全度調査を実施して施設の劣化損傷状況を確認する。

b. 遊具等、e. 各種設備（新規に設けた場合）

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて使用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修もしくは更新を位置づ

けた上で必要な措置を行う。

d. 建築物

- ・小規模な建築物は一般施設に準じて日常的な維持保全を継続的に実施する。
- ・100 m²を超える特殊建築物は設置した場合は、法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、本市で定める建築物の補修もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

② 事後保全型に類型した施設

- ・今後の長寿命化計画の見直しや事業実施の優先順位の検討に資するよう、維持保全（清掃・保守・修繕）や日常点検を通して施設機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を検討する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

平成29年度調査における予備調査の結果から予防保全型管理候補となった104施設についてライフサイクルコストの算定を行った67施設、平成27年度調査の282施設、概略遊具調査の255施設とあわせ、604施設が予防保全型管理となった。

予防保全型管理となった施設は、足洗い場や便所、四阿など補修効果が期待される建築物などであり、これらの縮減額の年次額は283千円となり、単純計算による計画期間10年間の総額は2,830千円となった。